

一般社団法人 ブルガリアンローズ文化協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ブルガリアンローズ文化協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ブルガリア共和国のバラ（以下ブルガリアンローズ）の普及、ブルガリアンローズの研究に関する知識の普及、及び日本とブルガリア共和国との文化振興・交流を全国的な相互連携で実施することで、国民の心と体の健康、生活の質の向上及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ブルガリア共和国との国際交流に関する事業
- (2) ブルガリア共和国及びブルガリアンローズに関する資料等の収集、調査・研究に関する事業
- (3) 催事・イベント開催に関する事業
- (4) 国内外の団体等との交流、情報交換、相互支援等の事業
- (5) 出版物、教材等の制作、発行に関する事業
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

2 前項第1号の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第2章 社員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 特別会員 この法人の功労のあった者又はこの法人の事業の識者であり、
理事において推薦された者

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
- 3 特別会員として入会する者は、理事において推薦された者で、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第10条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 20 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第23条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 解散

(解散の事由)

第27条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 法人の合併。
- (3) 社員が欠けたとき。
- (4) 法人の破産手続開始決定。
- (5) 解散を命ずる裁判。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の不分配)

第 31 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 32 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 28 年 4 月 30 日までとする。

(設立時理事及び設立時代表理事)

第 33 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 山下文江

設立時代表理事 山下文江

(設立時社員の氏名)

第 34 条 当法人の設立時の社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 山下文江

設立時社員 小林太

設立時社員 野田有作

設立時社員 野田真作

(法令の準拠)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。